

事項

- ア 学歴別及び経験年数別の職員数及び給料月額
 - イ 学歴別及び年齢別の職員数並びに給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額
 - ウ 諸手当のうち、扶養手当及び地域手当以外のものに係る職員数及び手当月額
- 二 その他総務大臣が統計法第九条又は第十一条の規定に基づく承認を受けて定めた事項

(集計の方法)

第十条 地方公務員給与実態調査の集計は、独立行政法人統計センターに委託して行う。ただし、特別職に属する職員に係る地方公務員給与実態調査の集計は、総務省において行うものとする。

(結果の公表)

第十一条 地方公務員給与実態調査の結果は、集計終了後すみやかに公表するものとする。

第十二条 削除

第十三条 削除

(調査票の保存等)

第十四条 調査票その他関係書類の保存期間は、公表後一月とする。ただし、地方公共団体の長は、必要に応じ公表後一年まで保存期間を延長することができる。

2 集計表の保存期間は、公表後五年とする。

3 調査票その他関係書類の保存責任者は、総務大臣及び地方公共団体の長（調査票にあつては、総務大臣及び第八条第一項の規定により調査票の提出を受けた地方公共団体の長）とする。

4 集計表の保存責任者は、総務大臣とする。

(人事委員会等の協力)

第十五条 地方公共団体の長は、地方公務員給与実態調査については、人事委員会、教育委員会その他地方公共団体の機関の協力を求めることができる。

附 則 抄

1 この府令は、公布の日から施行する。

3 第三条に規定する地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員のうち特別職に属する職員に関しては、当分の間、地方公務員給与実態調査の対象を、普通地方公共団体又は特別区の職員で次に掲げる者及び特定地方独立行政法人の役員に限るものと

する。

- 一 知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 二 副知事又は副市町村長（特別区の副区長を含む。）
- 三 出納長又は収入役
- 四 議会の議員
- 五 地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員及び同項第四号に掲げる委員並びに同条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる委員会の委員
- 六 地方公営企業管理者

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成27年1月14日

基幹統計名	民間給与実態統計
実施府省・部局名	国税庁長官官房企画課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	<p>「民間給与実態統計調査」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。</p>
作成の方法	事業所を対象とする標本調査の結果により作成。
統計体系の見直し、調査の沿革	<p>民間給与実態統計調査は、昭和 24 年分から始まり、以後毎年実施している。昭和 29 年分の調査から、統計法に基づく指定統計（第 77 号）となり、平成 19 年の統計法改正により、平成 20 年分の調査からは基幹統計とされている。</p> <p>最近の見直し例は以下のとおり。</p> <p>（平成 19 年 12 月 7 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集計結果の業種分類を現行の 10 分類から 14 分類に変更する。 ○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の改正を踏まえ、給与所得者用調査票の「損害保険料控除」欄を「地震保険料控除」欄に変更する。 ○ 給与階級別の諸控除に関する集計表に男女別表章を追加する。また、再雇用制度の導入等を踏まえ、年齢別表章の 60 歳以上の区分に、60～64、65～69、70 歳以上という区分を追加する。 <p>（平成 20 年 12 月 2 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の第 12 回改定を踏まえ、業種分類の変更を行う。 <p>（平成 22 年 12 月 20 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が行っていた紙媒体等による調査業務について、従来行っていた配布業務の民間委託に加え、回収・審査等一連の調査業務を民間委託したことに伴い、同調査票の提出先を国税局長から国税庁長官に変更。 <p>（平成 23 年 12 月 12 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度の所得税法改正に伴い、調査票（給与所得者用）の表記を変更（「一般扶養親族」から「一般の控除対象扶養親族」等）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）によるオンライン調査から政府統計共同利用システムによるオンライン調査システムへ移行 等 <p>（平成24年11月26日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度税制改正に伴い、調査票（給与所得者用）に「介護医療保険料控除額」を追加 ○ 非正規の給与所得者の増加に伴い、調査票（給与所得者用）の職務欄を変更（「パートタイマー」に代え、「パートタイマー、アルバイト等非正規の給与所得者」の区分を設ける） ○ 調査票様式について、一部の調査項目をマークシート方式に変更する等、誤記入防止等を目的とした所要の変更 											
最終改正以降の見直し検討状況等	税制改正が行われた場合は、必要に応じて調査項目の見直しを行う。											
調査の根拠法令	統計法 民間給与実態統計調査規則（昭和30年2月22日大蔵省令第3号）											
調査の体系等	民間給与実態統計調査は、「調査票（源泉徴収義務者用）」、「調査票（給与所得者用）」の2種類から構成。											
調査の対象（報告者数）	<p>この調査は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている（下図網掛け部分）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">源泉徴収義務者</th> </tr> <tr> <th>民間の事業所</th> <th>官公庁等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給与 所得者</td> <td style="background-color: #cccccc;">従業員（非正規を含む。）、役員</td> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成25年分調査における標本事業所数は20,525、標本給与所得者数は295,108である。</p>		源泉徴収義務者		民間の事業所	官公庁等	給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	
	源泉徴収義務者											
	民間の事業所	官公庁等										
給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）										
	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員											
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者											
有効回収率（うちオンライン回収率）	<p>平成25年分調査における</p> <p>調査対象事業所数 27,057事業所</p> <p>有効回答事業所数 20,525事業所</p> <p>有効回答率 75.9%</p> <p>（うちオンライン回収率 6.9% 1,863事業所）</p>											
抽出方法	<p>この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）及び標本事業所に勤務する給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）について行っている。</p> <p>標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。</p>											

(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出している。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課（沖縄国税事務所にあつては総務課。）から調査票を送付している。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出している。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行っている。

区分 階層	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	標本事業所数	標本給与所得者数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	4,941	17,280
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,056	17,534
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,356	25,078
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,083	33,188
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,806	29,116
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,237	79,679
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	499	45,613
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,547	47,620
計					20,525	295,108

(注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

※ 平成25年分調査

調査票・調査事項

調査票には、以下のとおり、事業所に関する事項を記入する「源泉徴収義務者用（事業所用）」の調査票と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

○源泉徴収義務者用（別添1）

○給与所得者用（別添2）

調査事項は、源泉徴収義務者用の調査票で以下のイ、給与所得者用で以下のロのとおりとなっている。

	<p>イ 源泉徴収義務者に関する事項</p> <p>(イ) 名称又は氏名</p> <p>(ロ) 所在地又は住所</p> <p>(ハ) 企業の主な業務</p> <p>(ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数</p> <p>(ホ) 組織及び資本金</p> <p>(ヘ) 給与所得者数</p> <p>(ト) 年間給与支給総額</p> <p>(チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額</p> <p>ロ 給与所得者に関する事項</p> <p>(イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務</p> <p>(ロ) 年中の給与の受給月数</p> <p>(ハ) 年末調整の有無</p> <p>(ニ) 扶養親族の内訳</p> <p>(ホ) 給与の金額</p> <p>(ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳</p> <p>(ト) 年税額</p>
調査の時期	<p>(把握時期) 調査対象年 12 月末日現在で把握</p> <p>(調査実施時期) 毎年、調査対象年の翌年 1 月第 2 週～ 2 月末日に調査を実施。</p>
調査の系統・方法	<p>(配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計</p> <p>(系統) 国税庁－民間事業者－報告者</p> <p>○ 調査票の記入については、調査対象者の負担軽減の観点から、事業所において既に作成されている書類 (給与台帳等) から記入することにより作成可能</p>
公表状況	<p>インターネット及び印刷物を通じて、各年ごとに、調査結果の概要、調査結果 (詳細) を公表。調査結果には、抽出率、標準誤差率、正誤情報も含まれる。</p> <p>公表時期は、概要は調査年分の翌年 9 月下旬、詳細 (統計表) は調査年分の翌年 11 月下旬。</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p>国税庁の web サイト等に以下の内容を掲載。(別添 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の説明 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-01) ・業種の分類 (日本標準産業分類 (平成 19 年 11 月改定)) (総務省) に基づき、14 種類に分類) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-02) ・利用上の注意 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04)
推計・集計の方法	<p>民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表以外の統計表とで構成されている。したがって、全国計表の第 1 表・第 2 表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。</p> <p>統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。(別添 3)</p>

	(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-07)
実績精度（全国）	各推定総額についての標準誤差率（平成 25 年）は別添 4 の通り。 統計表を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02)
利活用事例	財務省主税局において、予算見積り及び税制改正による増減収見込額の算出等に活用されている。
二次利用等の状況	統計法第 32 条の利用は、平成 25 年度 1 件（統計の作成等）。統計法第 33 条の利用は、平成 25 年度は第 1 号、第 2 号ともない。
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	統計審議会の頃も含めて答申はない。
その他 （調査結果の注意点、長期時系列統計からみた推移）	（調査結果の注意点） 標本事業所を抽出する際、業種区分や雇用形態別によっていないため、業種・雇用形態別でみた場合の標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。 統計表の利用上の注意を、国税庁の以下の web サイトに掲載。（再掲） (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04) （長期時系列） 長期時系列統計からみた主な指標の推移は別添 5 のとおり。 統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm)



別紙様式第1号

統計法に基づく基幹統計調査		
国	税	庁

(別添1)

3

平成25年分 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)

秘

提出用

政府統計コード (オンライン調査)
調査対象者ID
確認コード (オンライン調査)

※記入のしかた P6 記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

氏名	課(係)名	電話番号	(内線)

2. 調査項目

記入例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※機械で読み取りますので、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入例を参考にして記入してください。

(1) 企業の主な業務
〔記入のしかたP8を参照の上、該当の業種番号を記入してください。〕

(2) 回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号

(3) 組織及び資本金
・該当する番号を記入してください。
・株式会社の場合は、平成25年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。

(4) 給与所得者数

(イ) 3月末現在の人員	人
(ロ) 6月末現在の人員	人
(ハ) 9月末現在の人員	人
(ニ) 12月末現在の人員	人

(5) 年間給与支給総額
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

(6) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

個人経営1	
株式会社(資本金)	2,000万円未満2
	2,000万円以上3
	5,000万円以上4
	1億円以上5
	10億円以上6
	有限会社7
合名会社 合資会社 相互会社8	
上記以外の法人 〔株式会社等を除く、宗教法人など〕9	

日雇労働者・アルバイト等で「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の内欄を適用した者は、除いてください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

[ホーム](#) > [活動報告・発表・統計](#) > [統計情報](#) > [民間給与実態統計調査](#)

民間給与実態統計調査

[「統計調査の調査票情報等の学術研究等への活用」について](#)

民間給与実態統計調査

[民間給与実態統計調査の概要](#)

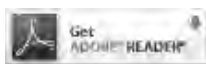
- [1 調査の目的](#)
- [2 調査の沿革](#)
- [3 調査の特色](#)
- [4 調査の対象](#)
- [5 抽出方法](#)
- [6 調査事項](#)
- [7 調査の時期](#)
- [8 調査の方法](#)
- [9 調査の根拠法令](#)
- [10 調査票](#)

[民間給与実態統計調査の結果](#)

- [1 用語の解説](#)
- [2 業種の分類](#)
- [3 結果の概要](#)
- [4 利用上の注意](#)
- [5 精度計算](#)
- [6 正誤情報](#)
- [7 統計表一覧](#)

[公表予定](#)

[問い合わせ先](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

民間給与実態統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

2 調査の沿革

民間給与実態統計調査は、昭和24年分から始まり、以後毎年実施している。
昭和29年分の調査から、統計法に基づく指定統計(第77号)となり、平成19年の統計法改正により、平成20年分の調査からは基幹統計とされている。

3 調査の特色

この調査の特色は、次のとおりである。

- (1) 従事員1人の事業所から従事員5,000人以上の事業所まで広く調査していること。
- (2) 給与階級別、性別、年齢階層別及び勤続年数別による給与所得者の分布が分かること。
- (3) 企業規模別(事業所の属する企業の組織及び資本金階級別)に給与の実態が分かること。

4 調査の対象

この調査は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている(下図網掛け部分)。

	源泉徴収義務者	
	民間の事業所	官公庁等
給与所得者	従業員(非正規を含む。)、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等(非正規を含む。)
	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員	
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	

5 抽出方法

この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者(以下「標本事業所」という。)及び標本事業所に勤務する給与所得者(以下「標本給与所得者」という。)について行った。

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

- (1) 第1段抽出
事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。
なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課(沖縄国税事務所にあつては総務課。)から調査票を送付した。
- (2) 第2段抽出
標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。
なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

各年の抽出率について

6 調査事項

イ 源泉徴収義務者に関する事項

- (イ) 名称又は氏名
 - (ロ) 所在地又は住所
 - (ハ) 企業の主な業務
 - (ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数
 - (ホ) 組織及び資本金
 - (ヘ) 給与所得者数
 - (ト) 年間給与支給総額
 - (チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
- 給与所得者に関する事項
- (イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
 - (ロ) 年中の給与の受給月数
 - (ハ) 年末調整の有無
 - (ニ) 扶養親族の内訳
 - (ホ) 給与の金額
 - (ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳
 - (ト) 年税額

7 調査の時期

各年12月31日現在

8 調査の方法

調査票には、事業所に関する事項を記入する「事業所用の調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

標本事業所は、「事業所用の調査票」に、事業所の従事員数、調査対象年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額等を記入し、「給与所得者用の調査票」に、給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額等を記入することで調査票の作成を行っている。

9 調査の根拠法令

民間給与実態統計調査は、国が行う重要な統計として、「統計法(平成19年法律第53号)」による「基幹統計」に指定され、「民間給与実態統計調査規則(昭和30年2月22日大蔵省令第3号)」に従って調査を実施している。

10 調査票

[\(見本/平成25年分\)源泉徴収義務者用\(A4サイズ\)\(PDF/502KB\)](#)

[\(見本/平成25年分\)給与所得者用\(A3サイズ\)\(PDF/900KB\)](#)

民間給与実態統計調査の結果

1 用語の解説

用語	解説
事業所規模	各年12月31日現在の事業所の従事員数による区分である。
企業規模	各年12月31日現在の事業所の属する企業の組織及び資本金による区分である。
1年を通じて勤務した給与所得者	各年の1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が12か月の者をいう。
1年未満勤続者	年の中で就職した者のうち、12月31日現在在職している者をいう。
給与所得者	「1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」の両方を合計したものである。
役員	法人の取締役、監査役、理事、監事等をいう。
正規	役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。
非正規	パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。
給与	各年における1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。 なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。
給与階級	給与収入金額による階級である。
平均給与	給与支給総額を給与所得者数で除したものである。
税額	給与所得者に支給される給与について、源泉徴収された所得税額(平成25年分は、復興特別所得税を含む。)である。
平均年齢	給与所得者の各年12月31日現在における年齢(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
平均勤続年数	給与所得者の各年12月31日現在における勤続年数(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
その他の法人	株式会社を除く次の法人をいう。 有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利活動法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人。 なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人は調査対象外としている。
扶養人員	所得税法の規定により配偶者控除、扶養控除の対象となった配偶者及び扶養親族の合計人員である。
納税者	給与所得者のうち、源泉徴収された所得税額がある者をいう。
乙欄適用者	1人の給与所得者が2か所以上の支払先から給与の支払を受けている場合に、主たる給与以外の給与分に関し独立した給与所得者とみなして乙欄適用者という。
年末調整を行わなかった者	乙欄適用者、前職の給与が不明である者及び年間給与額が2,000万円を超える者など、年末調整を行わなかった者をいう。

2 業種の分類

この調査の業種は、「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」(総務省)に基づき、次のとおり14種類に分類している。

業種分類名	業種の内訳
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育、学習支援業
複合サービス事業	郵便局、協同組合
サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、分類不能の産業
農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

平成19年分以前の業種分類**3 結果の概要**

調査結果の概要

4 利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。
- (2) 業種の分類に当たっては、調査対象事業所の属する企業の業種により分類したのであって、事業所の業種によっていない。例えば、会社の事業が鉄道で、別に不動産業を営んでいる場合、標本事業所の業種が不動産業であっても、その業種区分は「不動産業、物品賃貸業」ではなく「運輸業、郵便業」としている。
- (3) 標本事業所を抽出する際に、業種区分や雇用形態別（役員、正規、非正規）によらないで、事業所の従事員数等の区分によって層別している。したがって、電気・ガス・熱供給・水道業等の業種や、雇用形態別（役員、正規、非正規）でみた場合の、標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。
- (4) 給与所得者数、給与額及び税額等の計数の処理方法は、単位未満を四捨五入したため、各表の内容と「計」又は「合計」とが符合しない場合がある。また、金額が単位未満の端数からなるため、その端数を切り捨てたときは「0」とし、該当する計数のないときは「—」と表示している。
- (5) 本調査は本来全国を単位とした調査であるため、国税局別表は参考値である。
- (6) 国税局別表は、源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局単位による集計結果であり、給与所得者の住所地では集計していない。このため、各国税局管内の給与水準を表しているとは限らない。
- (7) この調査は民間の給与所得者の給与について源泉徴収義務者（事業所）の支払額に着目し集計を行ったものであり、その個人の所得全体（※）を示したものではない。
（※）複数の事業所から給与の支払いを受けている個人の給与の合計額、給与以外にも所得を有する個人の所得の合計額等

5 精度計算**(1) 民間給与実態統計調査の標本設計**

「民間給与実態統計調査」における標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階により行われた。

第1段抽出：管轄国税局別に事業所規模により層別を行い、各抽出率に従い事業所を抽出。

第2段抽出：標本事業所における給与台帳を基に、2000万円以下の給与所得者は層別の抽出率にもとづき抽出、2000万円超の給与所得者については全数抽出した。

(2) 精度計算式

抽出率

$1/f_{GH}$: G区分H層の事業所の抽出率

$1/g_{GHJ}$: G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

m_{GH} : G区分H層の抽出事業所数

n_{GHJ1} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

n_{GHJ2} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

x_{GHJK} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

x_{GHJ2K} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

N_{GH} : G区分H層の給与所得者数

X_{GHJ} : G区分H層J事業所の給与等金額

X_{GH} : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$: G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ} ; N_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot n_{GHJ1} + n_{GHJ2} \quad (G \text{ 区分} J \text{ 層} J \text{ 事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - N_{GH})^2} ; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH} ; N_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GH} = g_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} x_{GHJ1} + \sum_{J=1}^{m_{GH}} x_{GHJ2} ; X_{GHJ} = f_{GH} \cdot \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GHJ1})}{n_{GHJ1}(n_{GHJ1} - 1)} \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} (x_{GHJK} - \bar{X}_{GHJ1})^2} ; X_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ} ; N_{GHJ1} = g_{GHJ} \cdot n_{GHJ1} ; X_{GHJ1} = \frac{1}{m_{GHJ1}} \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK}$$

ウ 標準誤差率 : 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} * 100$$

各年の標準誤差率

6 正誤情報

各年の正誤情報

7 統計表一覧

民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第1表・第2表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第1表・第2表以外の統計表とで構成されている（「○ 民間給与実態統計調査の概要」、「8 調査の方法」参照）。

したがって、全国計表の第1表・第2表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。

統計表	主な集計対象	主な集計項目	
全国計表	第1表	給与所得者全体	
	第2表	給与所得者・源泉徴収義務者	
	第3表	給与所得者	給与階級別
	第4表		事業所規模別、給与階級別
	第5表	役員、正規、非正規	企業規模別、給与階級別
	第6表		
	第7表	給与所得者	業種別、給与階級別
	第8表		
	第9表		事業所規模別、年齢階層別
	第10表		企業規模別、年齢階層別
	第11表		業種別、年齢階層別
	第12表		事業所規模別、勤続年数別
	第13表		企業規模別、勤続年数別
	第14表		業種別、勤続年数別
	第15表		給与階級別、納税・非納税
	第16表		給与階級別、諸控除
	第17表		給与階級別、扶養人員別
	第18表		給与所得者のうち 年末調整を行わなかった者
	第19表		
(参考) 国税局別表	第1表	給与所得者	事業所規模、企業規模、業種別
	第2表		事業所規模別
	第3表		企業規模別
	第4表		業種別
	第5表		給与階級別、納税・非納税
	第6表		給与所得者数

[平成23年分以前の統計表一覧](#)

[調査結果](#)

[長期時系列データ](#)

公表予定

概要 : 調査年分の翌年9月下旬

統計表 : 調査年分の翌年11月下旬

[最新年分の公表予定](#)


問い合わせ先

本調査についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁長官官房企画課 調査統計係

電話:03(3581)4161 内線3508、3875

 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁